

## 西表石垣国立公園の拡張について

# 国立公園の海・美しい海・豊かな海

## ～ 海域公園地区 ～



### 国立公園とは

- 日本を代表する自然の風景地で、開発の波から自然を守り、自然とのふれあいの場としてだれもが利用できる場所です。
- 全国で29か所が指定されていて、すばらしい景色を守るだけでなく、豊かな生き物がくらす環境や生物多様性を守っています。



### 海域公園地区

- 国立公園の海域は、「普通地域」と、特にすばらしい景色や生き物が豊かな海域を守る「海域公園地区」の2種類があります。
- 「海域公園地区」は2010年4月から始まった新しい制度で、海の中の藻場やサンゴ礁などを守るための「海中公園地区」という制度を改正し、干出する干潟や海面を守ることができるようになりました。



### 海域公園地区にふさわしい海域の例



干潟



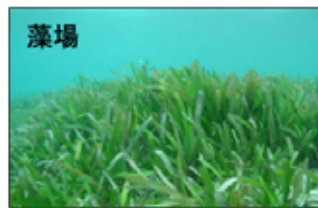
干潟



岩礁



生き物が豊かな海域



藻場



藻場



生き物が豊かな海域



サンゴ礁

シーカヤックや観光船等  
利用されている海域

文化的な景観



美しい海域

陸域と一体となった  
美しい海域



## 海域公園地区の役割

- ① 海域公園地区では、埋め立てや工作物を作ること等の開発が規制されます。
- ② このため、海域公園地区に指定することで、すばらしい景色や生き物が豊かな海域を守り、後世に引き継ぐことができます。
- ③ 国立公園ではダイビングやカヤック、エコツアーなどの自然とふれあう利用を推進することができます。
- ④ 海域公園地区の中には、サンゴや熱帯魚、希少野生動植物の捕獲を禁止する地域を設けることができ、乱獲を防ぐことができます(漁業対象種は指定できません)。
- ⑤ 海域公園地区の中には、動力船の使用を禁止する地域や利用人数・船艇数を限定する地域(利用調整地区)を設けることができます。水上バイクの無秩序な利用や、クジラ類や海鳥への過剰な接近による悪影響を防ぐことができます。



## 許可が必要となる行為

- ① 海域公園地区では、以下の行為については環境大臣の許可が必要です。許可できる規模の詳細は、最寄りの環境省自然保護官事務所にお問い合わせください。

- ① 工作物の新築・増築・改築
- ② 鉱物の採取、土石の採取
- ③ 広告物の掲出・設置、広告の表示
- ④ 海面の埋め立て、干拓
- ⑤ 海底の形状の変更
- ⑥ 物の係留
- ⑦ 設備を設けての汚水・排水の排出

< 区域を指定して規制するもの >

- ⑧ 環境大臣が指定する動植物の捕獲(漁業対象種は指定できません)
  - ⑨ 動力船の使用
- ⑩ これらに該当する行為であっても、**漁業を行うための行為の多くは許可が不要です。(漁具の設置・使用(採集)に伴う工作物の新増築、漁場の造成・改良(大規模なものを除く。)**など)



## 海域公園地区の管理の例

- ① 海域公園地区の景色や生き物を守るために、さまざまな管理事業を行っています。



サンゴを食害するオニヒトデの駆除



漂着ごみの清掃



係留ブイ設置によるダイビング利用の適正化(アンカーによるサンゴの破壊防止)

### 【海域公園地区の選定基準】

- ① 海底の地形、地質、海水の清澄さ、特異な自然現象等により優れた海域の景観を呈している海域
- ② サンゴ類の生息地、藻場、干潟、岩礁域等、優れた自然の状態を維持する必要がある海域
- ③ 野生動植物が豊富な海域並びに野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な海域(上記②の海域を除く。)
- ④ 石千見(魚垣)等の文化景観が、周囲の自然と相まって特徴ある景観を呈している海域
- ⑤ 自然景観の育成が必要であり、かつ復元の見込みがある海域
- ⑥ 地形、地貌、その他自然景観上特別地域と一体的に景観を維持する必要がある海域
- ⑦ 利用上重要な海域で適正な環境を保全する必要がある海域
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、特定の風致号誌を維持する必要がある海域

### < 連絡先 >

環境省石垣自然保護官事務所  
 電話: 82-4768  
 ファックス: 82-0279  
 担当: 田村